

1.訪問看護基本療養費

		週3日まで	週4日目以降 ※1
		1日につき	1日につき
基本療養費Ⅰ	看護師	5,550円	6,550円
	理学療法士・作業療法士	5,550円	
	緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱に係る専門看護師の訪問 ※2	12,850円（月1回を限度）	
基本療養費Ⅱ	同一建物で同一日3人以上	看護師	2,780円
		理学療法士・作業療法士	3,280円
基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護 ※3	2,780円	
		8,500円	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けたもの

※2 専門性の高い看護師が他の訪問看護ステーションの看護職員と共同して訪問した場合

※3 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

2.訪問看護管理療養費

		月の初日	2日目以降（1日につき）
訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・作業療法士	12,830円	3,000円

3.加算

24時間対応体制加算	24時間の電話相談・緊急対応等	月1回	6,400円
乳幼児加算	6歳未満	1日につき	1,500円
特別管理加算	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※4	月1回	5,000円
	上記以外 ※5		2,500円
情報提供療養費	※4、※5 に該当する方、又は18歳未満の児童の情報を自治体、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者に提供した場合	月1回	1,500円
	18歳未満の超重症児又は準超重症児、又は ※4、※5 に該当する18歳未満の児童の情報を 提供先※6 に提供した場合		
	保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
難病等複数回訪問加	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	1日につき	1日2回 4,500円
			1日3回以上 8,000円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	週1日	5,200円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児 15歳未満の特別管理加算対象の方	週3日	
緊急訪問看護加算	医師の指示により緊急訪問を行った場合	1日につき	2,650円
退院時共同指導加算	入院・入所中に在宅療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回）	月1回	8,000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	適応時1回	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	退院当日	6,000円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象者、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に長時間にわたる在宅での療養指導を行った場合		8,400円
在宅患者連携指導加	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カフレス加算	患者に赴き、又はビデオ通話を用いて医師と療養上必要な指導を行った場合	月2回	2,000円
専門管理加算	緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	月1回	2,500円
ターミナルケア療養	対象者は ※7	適応時1回	25,000円
	対象者は ※8		10,000円
複数名訪問看護加算	看護職員が看護師等と同時訪問した場合	週1日	4,500円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合	週3日	3,000円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合（厚生労働大臣が定める疾病、※4、※5の方、特別訪問看護指示書交付の方）	1日1回	3,000円
		1日2回	6,000円
	1日3回以上	10,000円	
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	月1回	2,500円
夜間・早朝・深夜加算	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）		2,100円
	深夜（22：00～6：00）		4,200円

※4 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管チューブまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※5 経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

※6 保育所等、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特例支援学校、高等専門学校、専修学校

※7 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

※8 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

## 訪問看護ふれあい料金表（医療保険）※精神科訪問看護

## 1.精神科訪問看護基本療養費

		週3日まで	週4日目以降 ※1
		1日につき	1日につき
精神科基本療養費Ⅰ（同一建物2人まで）	看護師・作業療法士 30分以上	5,550円	6,550円
	看護師・作業療法士 30分未満	4,250円	5,100円
精神科基本療養費Ⅲ（同一建物3人以上）	看護師・作業療法士 30分以上	2,780円	3,280円
	看護師・作業療法士 30分未満	2,130円	2,550円
精神科基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護 ※2	8,500円	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた方

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

## 2.訪問看護管理療養費

		月の初日	2日目以降（1日につき）
訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・作業療法士	12,830円	3,000円

## 3.加算

24時間対応体制加算	24時間の電話相談・緊急対応等	月1回	6,400円
特別管理加算	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※3	月1回	5,000円
	上記以外 ※4		2,500円
情報提供療養費	精神障害を有する方又はその家族等の情報を自治体に提供した場合	月1回	1,500円
	保育所、学校教育法で規定する幼稚園、義務教育諸学校へ情報を提供した場合		
	保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
長時間精神科訪問看護加算	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	週1日	5,200円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児	週3日	
	15歳未満の特別管理加算対象の方		
精神科緊急訪問看護加算	医師の指示により緊急訪問を行った場合	1日につき	2,650円
退院時共同指導加算	入院・入所中に在宅療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回）	月1回	8,000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	適応時1回	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合	退院当日	6,000円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象者、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に長時間にわたる在宅での療養指導を行った場合		8,400円
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カフツ加算	患家へ赴き、又はビデオ通話を用いて医師と療養上必要な指導を行った場合	月2回	2,000円
専門管理加算	緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	月1回	2,500円
ターミナルケア療養	対象者は ※5	適応時1回	25,000円
	対象者は ※6		10,000円
複数名精神科訪問看護加算	看護師が看護師、又は作業療法士と同時訪問した場合（1日につき）	1日1回	4,500円
	看護職員がその他の職員等と同時訪問した場合（週1日）	週1日	3,000円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	月1回	2,500円
夜間・早朝・深夜加算	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）		2,100円
	深夜（22：00～6：00）		4,200円

※3 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管チューブまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※4 経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸、自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方

※5 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合

※6 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日含む）以上ターミナルケアを行った場合